

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 医療機関の指定
- 土地改良区の定款変更の認可
- 建設業者の変更登録
- 定例県議会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第四百九十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 管轄保健所名

昭和三十四年八月 山本医院 西伯郡名和町 米子保健所
月一日 東坪一三二一六

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、上砂見土地改良区の定款変更は昭和三十四年九月十一日認可した。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十四年九月十六日変更登録した。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 昭三三、七、三一 (新) 正田工業有限公司 鳥取市立川五丁目九

(旧) 第五一六号 (旧) 大栄建設有限公司 立川二丁目九三 (新) 山口 正男

(旧) 横山 正寿

鳥取県告示第五百号

昭和三十四年九月二十八日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三百三十号)第九條第六項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

第一 鳥取地区

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十四年九月二十八日午後一時から

鳥取市緑町鳥取県警察学校において

一 聴聞当事者住所氏名

1 岩美郡国府町美歎

沢 田 美 登(昭四、一、一二日生)

2 鳥取市藪片原町六三の二番地

伊 藤 勝 重(昭九、二、二六日生)

第二 岩井地区

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十四年九月二十九日午後一時から

岩美郡岩美町岩井警察署会議室において

二 聴聞当事者住所氏名

1 岩美郡岩美町岩井三四番地

足 立 操(昭一〇、六、六日生)

2 鳥取市賀露七区一七〇三番地

松 村 茂 夫(昭五、一、二九日生)

鳥取県公安委員会告示第二十六号

質屋営業法(昭和二十五年法律第一百五十八号)第二十六條の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十四年九月十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の住所氏名

米子市万能町三番地ノ四

長 廻 利 助

二 聴聞の期日

昭和三十四年十月二日 午後二時から

三 聴聞の場所

米子市万能町 米子警察署会議室